

地域指定年度	昭和 46 年度
計画策定年度	昭和 46 年度
計画見直し年度	昭和 51 年度
	昭和 53 年度
	昭和 60 年度
	令和 2 年度

## 垂井農業振興地域整備計画書

令和 7 年 5 月

岐阜県不破郡垂井町

# 目 次

第 1	農用地利用計画	1
1.	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
(2)	農業上の土地利用の方向	3
2.	農用地利用計画	4
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	5
1.	土地基盤の整備及び開発の方向	5
2.	土地基盤整備開発計画	5
3.	森林の整備その他林業の振興との関連	5
4.	他事業との関連	5
第 3	農用地等の保全計画	6
1.	農用地等の保全の方向	6
2.	農用地等保全整備計画	6
3.	農用地等の保全のための活動	6
4.	森林の保全その他林業の振興との関連	6
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	7
1.	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	7
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	7
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	8
2.	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用を図るための方策	8
第 5	農業近代化施設の整備計画	9
1.	農業近代化施設の整備の方向	9
2.	農業近代化施設整備計画	9
3.	森林の整備その他林業の振興との関連	9
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	10
1.	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	10
2.	農業就業者育成・確保施設整備計画	10
3.	農業を担うべき者のための支援の活動	10
4.	森林の整備その他林業の振興との関連	10
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	11
1.	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	11
2.	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	11
第 8	生活環境施設の整備計画	12
1.	生活環境施設の整備の目標	12
2.	生活環境施設の整備計画	12
3.	森林の整備その他林業の振興との関連	12
4.	その他の施設の整備に係る事業との関連	12
第 9	付 図	13
別記	農用地利用計画	13

## 第1 農用地利用計画

### 1. 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア. 土地利用の構想

当地域は岐阜県の南西部、濃尾平野の北西端に位置し、北は揖斐郡池田町及び揖斐川町、西は関ヶ原町、南は養老町、東は大垣市に接している。関ヶ原町を水源地とする一級河川相川が岩手川、大石川、大滝川、梅谷川などの溪流を合わせて東流し、これらの河川の扇状地が町の中央から東部・南部にかけて広がって濃尾平野に続いている。北部から北西部にかけては池田山地が連なり、南西部には南宮山地がそびえ、町の西部は両山地に挟まれた極めて狭い平坦地となっており、この狭い平坦地により古来当地域は畿内と美濃以東を結ぶ交通の要衝となってきた。

気候は太平洋側気候に属しているが、福井県沿岸などの日本海側にも近いことから日本海側気候の影響を受けることが多く、冬季の「しぐれ」と「伊吹おろし」と呼ばれる北西の季節風に特徴がある。

町の中心部にJR東海道本線垂井駅があり、岐阜市まで約30分、名古屋市まで約1時間と鉄道による交通の便に恵まれている。道路は広域間を連携する国道21号が町の中央を横断し、県道赤坂垂井線、主要地方道岐阜関ヶ原線、県道養老垂井線が周辺地域と連携している。国道21号は東海環状自動車道大垣西インターチェンジに接続しているほか、平成30年には名神高速道路養老SAにスマートインターチェンジが開設され、高速道路によるアクセス性が向上した。

国勢調査による町の総人口は平成12年の28,935人をピークに減少し、平成27年には27,556人となり、今後も減少が続くと予測されている。このため、平成30年度から令和9年度を計画期間とする垂井町第6次総合計画では、人口減少抑制戦略と人口減少適応戦略を同時に掲げている。

農林業センサスによる平成27年の農家人口は1,517人と、平成17年の3,818人の約40%にまで減少している。農業構造については、昭和30年代から町が取り組んだ工場誘致政策を契機として兼業農家への移行や農地から宅地等への転用が進み、農業就労者の高齢化の進行による経営の不安定化と担い手不足が深刻化している。

土地利用の構想は、当地域を南部地区と北部地区に区分し、次のように推進するものとする。

#### 南部地区（A-1）

当地区は、一部の地域を除き、昭和48年度から59年度にかけて県営ほ場整備事業が実施され、大型機械を導入した省力化農業を推進している。

町最南部の栗原地区は、再ほ場整備が平成26年度から始まり令和4年度に工事が完了し令和5年度に換地が完了している。

当地区の土壌は農作物の栽培に適し、大型機械による水稻、小麦、大豆等の土地利用型作物を中心とし、併せて加工・業務用野菜の作付けを行い、経営の複合化を図っている。

また、宮代地区では、認定農業者によりフランネルフラワーのハウス栽培が行われている。

北部地区（B－1）

当地区は、南部地区と同時期に県営ほ場整備事業が実施され、水稻、小麦、大豆等の土地利用型作物を中心とし、一部野菜の栽培により経営の複合化を図っている。

平尾地区については、令和5年度から令和12年度までの予定で再ほ場整備が進められている。また、岩手及び府中地区には肉用牛肥育の法人がある。

（単位：ha、％）

	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地 工業用地 その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和7年)	899.7	59.87	0.5	0.03	12.9	0.86	589.6	39.24	1,502.7	100
目標 (令和10年)	906.0	60.13	0.1	0.01	12.7	0.84	588.0	39.02	1,506.8	100
増減	-6.3		0.4		0.2		1.6		-4.1	

イ．農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 899.7ha のうち、おおむね次に掲げる約 70.7ha の農用地を除く約 829.0ha の農用地について農用地区域を設定する方針とする。

(農用地区域としない地区に係る農用地)

地区	位置（集落名）	農用地面積(ha)	農用地区域としない理由
A－1	綾戸集落	0.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落区域内に介在する農用地</li> <li>・自然的な条件等からみて、農業近代化を図ることが相当でないと認められる農用地</li> </ul>
	宮代集落	5.7	
	栗原集落	15.6	
	表佐集落	1.5	
	地区計	23.2	
B－1	伊吹集落	2.0	
	岩手集落	21.4	
	大石集落	2.9	
	大滝集落	4.1	
	敷原集落	0.5	
	梅谷集落	2.4	
	新井集落	1.5	
	府中集落	2.3	
	市之尾集落	2.9	
	平尾集落	7.5	
地区計	47.5		
合計		70.7	

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針  
該当なし。

(ウ) 農業用施設についての農用地区域の設定方針

農業用施設についての農用地区域は、本地域内にある農業用施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものとする。

おおむね次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する方針とする。

農業用施設の名称	位置(集落名)	面積	農業用施設の種類
(有)岐阜洋らんセンター	垂井町(宮代)	0.1ha	花き温室団地
ライスセンター	垂井町(伊吹)	0.1ha	ライスセンター
(株)うし和牧場	垂井町(府中)	0.3ha	牛舎、堆肥舎
計		0.5ha	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針  
該当なし。

## (2) 農業上の土地利用の方向

### ア. 農用地等利用の方針

平成26年度に事業完了した西濃用水第2期土地改良事業と併せて、町の営農地区のほぼ全域で県営ほ場整備事業が完了している。令和5年度に換地が完了した栗原地区の再ほ場整備地区と併せ、平坦地域は水稻、小麦、大豆、野菜及び施設園芸、山麓地域は樹園地化し、高収益農業、団地化を図る。

(単位: ha)

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
南部地区	349.8	347.7	2.1	—	—	—	—	—	—
北部地区	479.2	487.6	-8.4	—	—	—	—	—	—
計	829.0	835.3	-6.3	—	—	—	—	—	—

農業用施設用地			計		
現況	将来	増減	現況	将来	増減
0.1	0.1	—	349.9	347.8	2.1
0.4	0.0	0.4	479.6	487.6	-8.0
0.5	0.1	0.4	829.5	835.4	-5.9

## イ. 用地区分の構想

### (ア) 南部地区 (A-1)

- a. 朝倉運動公園の東に存在する農用地については、大型機械化の条件に恵まれないため、今後は田から畑、樹園地へと利用形態を転換し、茶、花き栽培を基本とした畑の利用を促進する。
- b. 宮代・表佐地区の平坦農地は、ほ場整備事業及び土地改良事業（西濃用水第二期）が完了し、大型機械化に対応する条件を十分に備えていることから、認定農業者である農事組合法人が中心となって水稻・小麦・飼料用米、加工・業務用野菜等を中心とした土地利用型農業を推進する。
- c. 栗原地区は、再ほ場整備に伴う換地が令和5年度に完了し認定農業者である法人体による水稻・小麦・飼料用米、加工・業務用野菜等を中心とした土地利用型農業を推進する。

### (イ) 北部地区 (B-1)

- a. 善南寺山麓地帯の農用地については、傾斜度 1/100 未満で構成され、現在、田として利用されているが、将来、田から樹園地へ利用形態を転換する。
- b. 府中地区及び岩手地区の平坦農用地は、ほ場整備事業及び土地改良事業（西濃用水第二期）が完了し、大型機械化に対応する条件を備えていることから、認定農業者である農事組合法人が中心となって、水稻・小麦・飼料用米、加工・業務用野菜等を中心とした土地利用型農業を推進する。
- c. 平尾地区は令和5年度から令和12年度までの予定で再ほ場整備事業を実施し、水稻を中心とした土地利用型農業を推進する。

## 2. 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1. 土地基盤の整備及び開発の方向

地域内にある農用地のうち、農用区域に含まれる既存農用地の大部分は高性能農業機械の導入による省力化を必要とし、昭和48年度から県営ほ場整備事業が実施され、昭和59年度に約723haの面的整備が終了した。また、栗原地区約69haで行われている再ほ場整備は令和5年度に換地が完了した。その後、平尾地区において令和5年度から令和12年度までの予定でほ場整備が進められる。

農業生産の基盤である農地については、農業公共投資を行った優良農地を確保しつつ、良好な農村環境の保全を図るため、引き続き本計画に即した農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。

#### (ア) 南部地区 (A-1)

栗原地区のほ場整備に伴う換地完了。

#### (イ) 北部地区 (B-1)

平尾地区のほ場整備を進めていく。

### 2. 土地基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営土地改良事業経営体育成基盤整備事業 栗原地区	ほ場整備	A-1	69.4ha	1	
県営ほ場整備事業 平尾地区	ほ場整備	B-1	38.2ha	2	

### 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

当地域の森林面積は総面積の約6割を占め、そのほとんどが民有林となっている。人工林が森林面積の半分以上を占めているが、年々森林所有者の山離れが目立ち始め、緊急に整備を要する森林が増加する傾向にあるため、今後も間伐等の森林整備を進め災害に強い森林づくりを推進していく。

そのためには林道の整備が必要となるが、特に北部において農道の整備は林道と連続的な機能を有するため、地域森林計画で予定する林道との相互の有機的関連を考慮し、効率的な整備を図る。

### 4. 他事業との関連

工業団地の造成を行い企業用地を確保することにより、優良農地の乱開発・スプロール化を防いで優良農地を保全するとともに、企業誘致による雇用の創出により農家の余剰労働力を雇用する場を確保し、担い手農家への農地の利用集積を推進する。

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1. 農用地等の保全の方向

本町では、離農等に伴う耕作放棄地が少なからず存在し、農家の高齢化、農業の担い手不足等により、自己所有の農地が耕作できず耕作放棄地となっている現状がある。また、農産物の価格低迷や鳥獣被害などによる耕作意欲の低下も耕作放棄地の増加要因として挙げられ、食糧生産基盤としての農地の機能のほか、水源の涵養、景観保全及び土砂等の流出防止といった国土の保全機能の低下が懸念される。

#### 2. 農用地等保全整備計画

該当なし。

#### 3. 農用地等の保全のための活動

中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して農地の保全に努めるほか、地域計画や農地中間管理事業による農地の利用調整に努め、農地の流動化と農作業の受委託を推進し、耕作放棄地の発生防止を図る。

また、農用地の機能低下の防止のために、農業委員会と協力してパトロール等により現状を把握するとともに、耕作放棄地の草刈り等を指導することによって農用地等の保全に努めていく。

#### 4. 森林の保全その他林業の振興との関連

該当なし。

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町及び周辺市町村における優良な経営の事例を踏まえつつ、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの年間所得（主たる農業従事者1人当たり400～500万円程度）及び年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,600～2,000時間程度）の水準を実現できるよう、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、意欲と能力のある農業者を支援するための措置を総合的に講じていく。

また、町、農業委員会、農業協同組合、県農林事務所等が十分な相互連携の下で指導を行うため、担い手の育成確保を図る組織（以下「垂井地域担い手育成総合支援協議会」という。）を設置し、集落における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確化するため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して、垂井地域担い手育成総合支援協議会を始めとする指導体制による営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の方向性について選択し、農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

#### (ア) 南部地区

##### 耕種部門

営農類型		目標規模・作物構成	戸数 (経営体数)
個別 経営	水稲+小麦+大豆	経営面積 18ha 水稲 11ha、小麦 7ha、大豆 7ha 基幹1名 補助1名	1
	野菜専作	経営面積 0.5ha 小松菜 年6作 延作付面積3.0ha 基幹1名 補助3名	1
	花き	経営面積 0.35ha 鉢花 洋らん 基幹1名 補助2名	1
組織 経営	水稲+非食用米+ 小麦+大豆	経営面積 70ha 水稲 20ha、非食用米 5ha、小麦 25ha、大豆 20ha 基幹4名 補助3名	1

#### (イ) 北部地区

##### 耕種部門

営農類型		目標規模・作物構成	戸数 (経営体数)
個別 経営	水稲+小麦	経営面積 13ha 水稲 8ha、小麦 5ha 他に基幹作業受託 7ha 基幹1名 補助2名	3
組織 経営	水稲+非食用米+ 小麦	経営面積 38ha 水稲 15ha、非食用米 3ha、小麦 12ha、大豆 8ha 他に作業受託 20ha 基幹2名 補助3名	2

## 畜産部門

営農類型		目標規模・作物構成	戸数 (経営体数)
個別 経営	肉用牛一貫	飼養頭数 繁殖用成雌牛 35 頭、育成牛 10 頭 子牛 25 頭、肥育牛 70 頭 飼料作付面積 混播牧草 4.2ha、トウモロコシ 6ha イタリアンライグラス 3.5ha、エン麦 2.5ha 基幹 1 名 補助 1 名	1
	肉用牛肥育	飼養頭数 肥育牛 200 頭 基幹 1 名 補助 1 名	1
	採卵鶏	飼養羽数 採卵鶏 17,000 羽 基幹 1 名 補助 1 名	1

### (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会等と連携し、農用地の貸し手と借り手に関する情報の一元的把握の下に利用権設定等による農地の利用集積を進める。

また、農地中間管理事業による面的にまとまった形での貸付等の活動については、農業委員会と連携・調整を図り、土地利用調整を全面的に展開して生産組織や担い手農家へ農地が利用集積されるよう努める。併せて、集約的農業経営の展開を促進するため、高収益作物の導入及び産地形成を推進し、生産性向上を図るため、ほ場の集団化及び大区画化を促進しながら土地利用調整活動による農用地の連担化に努める。

### 2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用を図るための方策

地縁的なまとまりのある6つの集落単位で作成された地域計画を定期的に見直し、さらなる実質化に取り組むとともに、農作業の効率化等農用地の利用調整等の活動を担う農事組合法人の機能強化を促進していく。

また、農作業の効率化を図るため、農作業の共同化、作業単位の拡大、作期の調整、作付地の集団化等を促進し、これに必要な利用権設定及び農作業の受委託等を促進するとともに、農地中間管理機構の積極的な活用により農用地利用の面的集積や農地の集団化を促進する。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1. 農業近代化施設の整備の方向

既存施設を有効活用し、重点作物である米、麦、花き、茶、肉用牛、乳牛、養鶏の生産団地化を図り、農業生産の合理化と経営規模の拡大を推進する。

### 2. 農業近代化施設整備計画

該当なし。

### 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

今後、安定した農業経営の確立と農地の有効利用を図るために、地域計画を活用しながら集落ごとに中心となる経営体への位置付けを目標として、農業後継者の育成・確保に努めるとともに、認定農業者などへの支援や新規就農者の受け入れ体制を強化するため、農地情報の管理・提供に努める。

また、農業委員会、農業協同組合、県農林事務所が連携し、認定農業者や今後認定を受けようとする農業者等を対象に経営診断の実施、生産方式や経営改善方策の提示等の指導及び研修会の開催等を行う。

### 2. 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし。

### 3. 農業を担うべき者のための支援の活動

効率的かつ安定的な農業経営を確立するため、地域計画に位置付けられた中心となる経営体への農地の利用集積を促進する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。このため、就農希望者に対して、農地については農業委員会、農地中間管理機構等による紹介、技術・経営面については県農林事務所、JAにしみの不破営農経済センター等が重点的な指導を行うなど、総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成していく。

### 4. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町における地場産業は、繊維、機械、金属工業を主体に発展してきたが、その規模は中小零細な企業が大半を占め、技術革新や消費者ニーズへの対応が必ずしも十分でなく需要の伸び悩みなどにより近年生産活動は停滞しており、農業従事者の農外就業が不安定になってきている。

一方、農地中間管理事業等により利用権の設定や農業の生産性向上を推進していくためには、併せて農業従事者の不安定な就業形態を解消し、安定的な就業機会の確保を講じていくことが極めて重要である。

農業従事者の農業以外の産業への就業の状況は、次の表のとおりである。

(単位：人)

区分		従業地								
I	II	市町村内			市町村外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	建設業	24	6	30	47	8	55	71	14	85
	製造業	89	36	125	175	53	228	264	89	353
	卸売小売飲食業	28	34	62	53	51	104	81	85	166
	サービス業	62	67	129	122	97	219	184	164	348
	その他	16	6	22	31	8	39	47	14	61
	計	219	149	368	428	217	645	647	366	1,013
自営兼業		102	48	150	21	15	36	123	63	186
出稼ぎ		-	-	-	-	-	-	-	-	-
日雇・臨時雇		63	98	161	44	91	135	107	189	296
総計		384	295	679	493	323	816	877	618	1,495

### 2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本地域においては、農地の流動化等の構造改善を推進していく上で、その余剰労働力を積極的に吸収するため、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく優良企業の導入等の就業対策を計画的に推進する。

また、農業従事者の就業意向等の把握及び就業相談活動の強化等の就業機会確保のための推進活動等の強化を図っていく。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1. 生活環境施設の整備の目標

近年における兼業化、混住化等の進展の中で地域の農業構造の改善を促進していくためには、農業従事者を中心とする良好な生活環境を確保するための施設の整備を行い、意欲ある中核農家と兼業農家等との間の連帯感の醸成を図ることが重要である。

本町における生活環境施設の整備状況は、生産基盤の整備に重点が置かれ立ち遅れの傾向にあったが、現在は集会施設等の施設整備がおおむね充足している状況である。

なお、生活環境施設が効率的かつ適切に利用されるよう類似施設との重複保有を避け、施設の統廃合を進めていくとともに、施設の維持、運営に当たっては協定制度の活用など地元利用者の自主的な活動により適正に行われるよう努めていく。

### 2. 生活環境施設の整備計画

該当なし。

### 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

### 4. その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし。

## 第9 付 図

別添

1. 土地利用計画図 (付図1号)
2. 農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号)
3. 農用地等保全整備計画図 (付図3号：該当なし)
4. 農業近代化施設整備計画図 (付図4号：該当なし)
5. 農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図5号：該当なし)
6. 生活環境施設整備計画図 (付図6号：該当なし)

### 別記 農用地利用計画

#### (1) 農用地区域及び用途区分

農用地区域は、別記に掲げる区域の土地とし、用途区分は「用途区分」欄に掲げるとおりとする。